令和９年度
償却資産（固定資産税）申告の手引

TOKOROZAWA

＜ 目　　次 ＞

償却資産とは

償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
償却資産の種類と具体例・・・・・・・・・・ ２
業種別償却資産の例示・・・・・・・・・・・ ３

償却資産の申告について

申告していただく方・・・・・・・・・・・・ ４
申告方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
申告に関しての注意事項・・・・・・・・・・ ４
申告の対象となる資産・・・・・・・・・・・ ５
申告の必要がない資産・・・・・・・・・・・ ５
取得価額における消費税の取扱い・・・・・ ５
リース資産の取扱い・・・・・・・・・・・・ ６
少額の減価償却資産の取扱い・・・・・・・ ６
建築設備についての償却資産と家屋の区分・ ７
賃借人等が取り付けた建築設備等の資産・・ ７

償却資産の評価と課税

評価額の計算方法・・・・・・・・・・・・・ ８
課税標準額及び税額の計算方法・・・・・・ ９
中古資産の耐用年数の見積・・・・・・・・・ ９
償却資産の賦課期日と法人の事業年度との関係 ・ １０
国税の取扱いとの比較・・・・・・・・・・・ １０
非課税とされる資産・・・・・・・・・・・・ １０
課税標準の特例が適用される資産・・・・ １１
納税の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
償却資産の調査について・・・・・・・・・・ １２
償却資産申告について問合せ・提出先・・ １２

☆申告の手引・申告書等の様式は「所沢市のホームページ」からダウンロードできます。
☆電子申告（eLTAX）もご利用いただけます。（詳細は最終面）

所沢市　償却資産　検索

申告期限　　**令和９年２月１日（月）**

所　沢　市

償却資産とは

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・特許権・電話加入権などの無形償却資産、自動車税の課税対象となっている自動車は課税の対象とはなりません。

なお「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

償却資産の種類と具体例

<table>
<tr><th colspan="2">資産の種類</th><th>主 な 償 却 資 産 の 例 示</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１
構築物</td><td>構築物</td><td>門、塀、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路）、緑化施設等の外構工事、
看板（広告塔）等</td></tr>
<tr><td>建物附属設備</td><td>受変電設備、その他建築設備、内装、内部造作等
※詳しくは、７ページ「建築設備についての償却資産と家屋の区分」を
ご参照ください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　機械及び装置</td><td>工作機械、印刷機械、各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車場設備等
建設機械に該当する大型特殊自動車
（分類番号「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。
例：ブルドーザー、パワーショベル、等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　船　　舶</td><td>モーターボート等</td></tr>
<tr><td colspan="2">４　航　空　機</td><td>飛行機、ヘリコプター等</td></tr>
<tr><td colspan="2">５　車両及び
運搬具</td><td>フォークリフト、構内運搬車等
大型特殊自動車（分類番号「9」、「90」～「99」、「900」～「999」）
※自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産は入りません。
＜注＞大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別
次の要件を１つでも超えると、大型特殊自動車となります。
<table>
<tr><th>自動車の長さ</th><th>自動車の幅</th><th>自動車の高さ</th><th>最高速度</th></tr>
<tr><td>４．７m</td><td>１．７m</td><td>２．８m</td><td>１５km／h</td></tr>
</table>
※農業作業用自動車については、最高速度が３５km／h以上の
ものは、大型特殊自動車となります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">６　工具・器具
及び備品</td><td>パソコン、コピー機、陳列ケース、医療機器、測定工具、取付工具、
看板（ネオンサイン）、理容・美容機器、ルームエアコン、冷蔵庫、
机、椅子、ロッカー、応接セット、自動販売機、レジスター等</td></tr>
</table>

業種別償却資産の例示

業種別の償却資産の例として、下表のようなものが挙げられます。

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板等
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、ＣＴスキャン）、各種キャビネット等
駐車場事業	駐車場舗装（アスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利敷き）、フェンス、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
アパート	駐車場設備、舗装路面、緑化施設（植栽）、門扉、塀・フェンス、よう壁、外灯、側溝、屋外給排水設備、屋外電気設備、受変電設備（キュービクル）、看板、自転車置場、ゴミ置場、郵便受け・宅配ボックス、ルームエアコン等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル、バー 喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄器、製氷機、ピアノ等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、還元機等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量機、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、溶接機、剪断機、グラインダー等
浴場業	温水器、ろ過器、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
テニスクラブ	コート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等

償却資産の申告について

申告していただく方

⑴ 事業をされている方で、令和９年１月１日現在、 所沢市内に事業用の償却資産を所有している方

⑵ 貸付業（リース業）を営まれている方で、令和９年１月１日現在、 貸し付けている償却資産の所在地が所沢市内にある方

申告方法

別添の「申告書記載例」にしたがって申告してください。

⑴前年度申告した方　令和８年１月２日から令和９年１月１日までの増加資産および減少資産を申告してください。なお、増加・減少のなかった方、その他廃業・解散等された方もその旨を備考欄に記載して必ず申告してください。

⑵はじめて申告される方　令和９年１月１日現在において、市内に所有する全資産を申告してください。（なお、 該当する資産のない方もその旨を備考欄に記載して、申告してください。）

⑶提　出　書　類　償却資産申告書（控用は受付印を押してお返しします）
明細書

⑷提　出　方　法　所沢市 財務部 資産税課 償却資産担当へご提出ください。
郵送又は電子申告（eLTAX）でも提出が可能です。
※申告書を郵送される場合で控えの返送を希望される方は、必ず返信用封筒（切手貼付・宛先記入）を同封してください。返信用封筒がない場合は、返送いたしませんので、あらかじめご了承ください。

⑸提　出　期　限　1月31日（法定申告期限）※土日の場合は、翌開庁日まで
法定申告期限までの申告書提出にご協力をお願いします。

申告に関しての注意事項

⑴ 前年度の申告内容に変更がない場合にも、申告は必要です。

⑵ 前年度免税点未満の場合や、本年度免税になると判断される場合でも、申告は必要です。
※詳しくは、９ページ､「免税点」をご参照ください。

⑶ 電子計算機処理（電算）により申告される方は、毎年度、全資産の申告が必要です。

⑷ 解散・事業所閉鎖等の場合でも、事務処理の都合上、申告書の備考欄にその旨を記載して申告してください。

⑸ 正当な理由なくして申告をしなかった場合、または虚偽の申告をした場合には過料を科されることがあります。（地方税法第３８５条、３８６条、所沢市税条例第６１条）

申告の対象となる資産

令和９年１月１日現在、事業の用に供することができる資産で、次のいずれかに該当するもの。

⑴　税務会計上で減価償却の対象としている資産
⑵　簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
⑶　償却済み資産（税務会計上、減価償却を終了し、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
⑷　遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
⑸　未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
⑹　建設仮勘定で経理されている資産
⑺　福利厚生の用に供する資産（社宅・宿舎・寮等の器具備品・構築物等）
⑻　改良費（「資本的支出」＝新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取扱います。）
⑼　赤字決算の為、減価償却をおこなっていないものでも、本来、減価償却が可能な資産
⑽　賃貸ビル等を借り受けて事業をしている方が、ご自身の費用で施工された内装、造作、建築設備等

申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の対象から除かれるため、申告の必要がありません。

⑴　自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産（但し、大型特殊自動車は申告対象です）
※カーナビゲーション等の自動車固有の装置も申告の対象から除かれます。
⑵　無形減価償却資産（特許権、電話加入権、ソフトウェア等）
⑶　繰延資産（開業費、試験研究費等）
⑷　棚卸資産（貯蔵品、商品等）
⑸　牛・馬・果樹その他の生物（但し、観賞用・興行用等である場合は申告対象です）
⑹　骨とう・美術品等（但し平成２７年１月１日以降に取得した美術品等については、取得価額が１点１００万円未満で時の経過によりその価値が減少するものや、取得価額１点１００万円以上であっても時の経過により価値の減少することが明らかなものは申告対象です）

取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって次の表のとおり取扱うことになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税業者	税込み経理方式	取得価額に含める
課税業者	税抜き経理方式	取得価額に含めない
	税込み経理方式	取得価額に含める

リース資産の取扱い

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行なっている方が申告する場合があります。大きく分類すると、リース資産契約に応じて次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約による リース資産（※１）	× （申告不要）	○ （資産の所在する市町村へ申告）
売買にあたるような リース資産（※２）	○ （自己資産として申告必要）	× （申告不要）

※１　平成１９年度の税制改正により平成２０年４月１日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要がありますのでご注意ください。ただし、平成２０年４月１日以降に締結されたリース契約のうち取得価格が２０万円未満のファイナンスリース資産については申告不要です。

※２　期間終了後に無償で譲渡されることを条件に借りている場合や、割賦販売など実質的に所有権留保付売買とみられる場合。

少額の減価償却資産の取扱い

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。下の表で ○ 印がついた資産は、申告が必要です。

取得価額／償却方法	１０万円未満	１０万円以上 ２０万円未満	２０万円以上 ４０万円（※４）未満	４０万円（※４）以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例（※１）	○	○	○	
一時損金算入（※２）	×			
３年一括償却（※３）	×	×		

※１　「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により４０万円（※４）未満の償却資産（合計額 300 万円まで）を必要経費または全額損金算入した場合は、申告対象となります。
租税特別措置法第２８条の２、第６７条の５

※２　法人税法施行令第１３３条又は所得税法施行令第１３８条

※３　法人税法施行令第１３３条の２第１項又は所得税法施行令第１３９条第１項

※４　令和８年３月３１日以前に取得した資産の場合は３０万円

建築設備についての償却資産と家屋の区分

建築設備（建物附属設備）は、家屋と建築設備の所有関係や設備の性格等に応じて、次の表のように区分して取り扱われます。

設備等の内容		家屋と設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	工場等の動力源である電気設備		◎		◎
2	冷凍庫における冷凍設備		◎		◎
3	ビル等における変・発電設備		◎		◎
4	中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
5	ルームエアコン（壁掛式）、パッケージエアコン（家屋と構造上一体であるものを除く）		◎		◎
6	ネオン、スポットライト		◎		◎
7	屋外に設置された給水塔・給排水管及びガス管		◎		◎
8	電気設備（１以外の電気設備）	○			◎
9	屋内の給排水設備、衛生設備	○			◎
10	集中式の冷暖房設備、通風、ボイラー設備（工場などの生産設備であるボイラーを除く）	○			◎
11	昇降機設備	○			◎
12	消火、排煙又は災害報知設備	○			◎
13	エアーカーテン、ドア自動開閉設備	○			◎
14	店用簡易装備及び簡易間仕切り		◎		◎
15	店舗等におけるシャッター	○		○	

※ただし、上記の表と異なる場合もありますので、詳しくは資産税課までお問い合わせください。

賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用資産については、賃借人等が償却資産として申告することになりますのでご注意ください。
（地方税法第３４３条10項、所沢市税条例第３７条８項）

償却資産の評価と課税

評価額の計算方法

(1)　申告していただいた資産を１件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。

(2)　資産の 取得時期 、取得価額 及び 耐用年数 を基本にして評価額を算出します。

評 価 額

○前年中に取得した資産

取得価額 ×（ １ － 減価率 × $\frac{1}{2}$ ） ＝ 評価額

※下線部の端数処理は、小数点以下第４位を四捨五入します。

○前年前に取得した資産

前年度評価額 ×（ １ － 減価率 ） ＝ 評価額

以降、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の５％になるまで償却します。
償却資産に係る評価額の 最低限度額は取得価額の５％ と定められています。

※　端数処理の関係上、実際の計算とは異なる場合がありますので、ご了承ください。

※　減価率は、以下の「耐用年数に応ずる減価率表」を参照してください。なお、償却資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により、法定耐用年数が定められています。

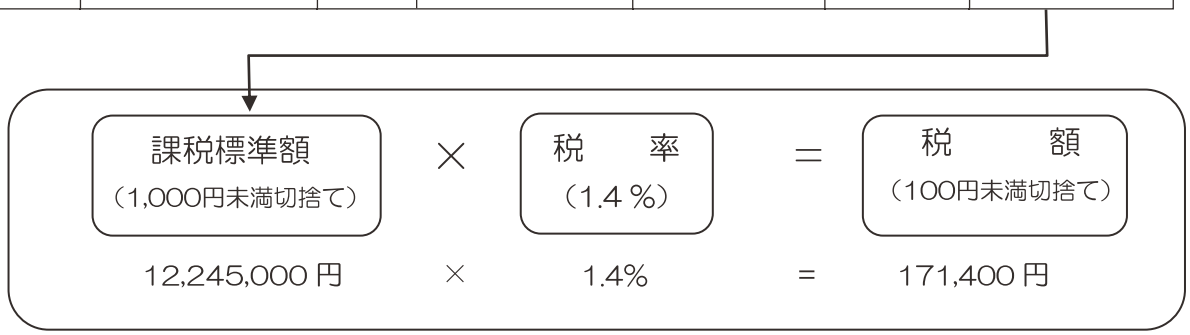
※　一般方式（所沢市による申告書等）で申告される場合には、実際の評価計算については、当市の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。

＜　耐用年数に応ずる減価率表　＞

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	14	0.152	26	0.085	38	0.059
3	0.536	15	0.142	27	0.082	39	0.057
4	0.438	16	0.134	28	0.079	40	0.056
5	0.369	17	0.127	29	0.076	41	0.055
6	0.319	18	0.120	30	0.074	42	0.053
7	0.280	19	0.114	31	0.072	43	0.052
8	0.250	20	0.109	32	0.069	44	0.051
9	0.236	21	0.104	33	0.067	45	0.050
10	0.206	22	0.099	34	0.066	46	0.049
11	0.189	23	0.095	35	0.064	47	0.048
12	0.175	24	0.092	36	0.062	48	0.047
13	0.162	25	0.088	37	0.060	49	0.046

課税標準額及び税額の計算方法

種類	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	評価額
1	アスファルト舗装(駐車場)	1	令和８年１月	7,000,000	10 年	6,279,000
1	サインポール(広告塔)	1	令和８年１月	800,000	20 年	756,000
2	プレス機	1	令和８年10月	3,500,000	７年	3,010,000
6	美容機器	3	令和８年７月	1,500,000	５年	1,222,500
6	コピー機	2	令和８年１月	1,200,000	５年	978,000
合計				14,000,000		12,245,500 課税標準額



※免税点　償却資産の課税標準となるべき額が１８０万円に満たない場合は課税されません。
但し、申告は必要です。

中古資産の耐用年数の見積

⑴　法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times \frac{20}{100}$$

⑵　法定耐用年数の一部を経過した資産

$$（\ \text{法定耐用年数} - \text{経過年数}\ ）+（\ \text{経過年数} \times \frac{20}{100}\ ）$$

＜例＞　法定耐用年数が１５年で新品取得から７年経過した資産を取得した場合

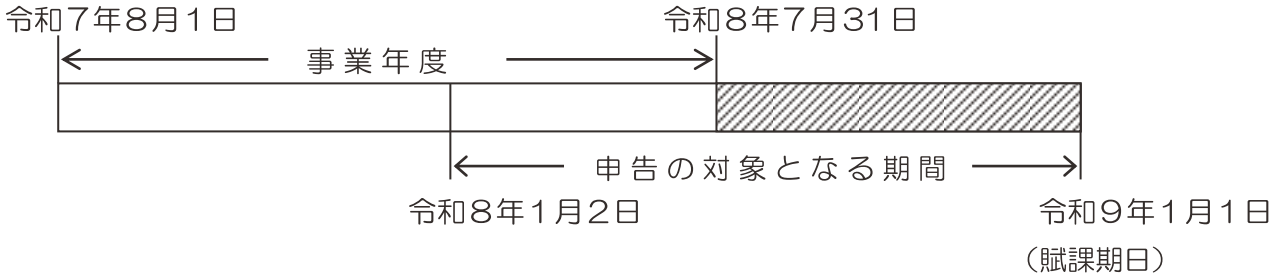
$$（15-7）+（7\times\frac{20}{100}）=9\text{年}$$

※上記計算の結果、１年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数となります。
また、計算の結果２年に満たない場合は、２年となります。

償却資産の賦課期日と法人の事業年度との関係

法人の事業年度の末日が償却資産の賦課期日（１月１日）と異なる場合、決算期以後１月１日までの増加・減少資産についても申告してください（ 下図の斜線部分 ）。

＜例＞ １年決算の法人で、７月３１日が決算日の場合



国税の取扱いとの比較

償却資産（地方税）の取扱いと、国税の取扱いとを比較すると次のとおりです。

項　　目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ。	定率法、定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・平成２４年４月１日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成 19 年４月１日以降に取得された資産は、「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成 19 年３月 31 日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（所得税、法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の５／１００	備忘価額（１円）まで
改　良　費	※区分評価	原則区分評価（一部合算も可）

※改良費を加えられた資産と改良費を区分して評価します。

非課税とされる資産　（地方税法第３４８条、同法本法附則第１４条）

固定資産税が課税されない非課税の償却資産を所有する方は、申告書の備考欄及び明細書の摘要欄にその旨を記載し、更に別途「 非課税申告書 」（所沢市のホームページからダウンロードできます）を、関係書類と共に提出してください。

課税標準の特例が適用される資産（地方税法第３４９条の３、同法本法附則第１５条）

課税標準の特例が適用される償却資産を所有する方は、申告書の備考欄及び明細書の摘要欄にその旨を記載し、更に別途「課税標準の特例申告書」（所沢市のホームページからダウンロードできます）を、関係書類と共に提出してください。

以下に揚げた表は特例資産の一部を例示したものです。適用のための要件が別に定められている場合がありますのでご注意ください。また地方税法の一部改正により、特例率・期限・対象資産等が変更になる可能性があります。

令和８年現在

根拠規定		資産の種類	適用期間	特例額	関係書類
条	項号				
法３４９条の３	2項	一般ガス導管事業の用に供する償却資産	新設後５年	1/3	経済産業大臣による許可書の写し等
			その後５年	2/3	
	27項	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業用に供する償却資産 ※1	取得し適用された年度から（期間の規定なし）	1/2	特例の対象となる資産が家庭的保育事業の用に供されていることが確認できる書類
	28項	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産 ※１			特例の対象となる資産が居宅訪問型保育事業の用に供されていることが確認できる書類
	29項	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が５人以下のものに限る）の用に供する償却資産 ※１			特例の対象となる資産が事業所内保育事業の用に供されていることが確認できる書類
法附則第１５条	42項	令和７年４月１～令和９年３月３１日に新規取得した資産で、中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入計画の認定を受けた先端設備（資産によって条件が異なるので詳しくは資産税課にお問い合わせください）	1.5%以上の賃上げ方針を計画に位置付け、従業員に表明した場合、３年度分	1/2	生産性向上要件証明書（工業会証明書）の写し 先端設備等に係る誓約書（生産性向上要件証明書を追加提出する場合に必要） 認定通知書の写し 認定申請書の写し 先端設備等導入計画の写し 認定支援機関確認書の写し 【リース会社が固定資産税を納付する場合に必要な追加書類】 リース契約見積書の写し リース事業協会が確認した軽減計画書の写し 【賃上げ方針を表明した場合に必要な追加書類】 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類
			3%以上の賃上げ方針を計画に位置付け、従業員に表明した場合、５年度分	1/4	

※1…わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）

平成２４年度税制改正により、固定資産税の一部の特例措置に関して、これまで国が一律で定めていた内容を、市町村の判断により特例割合を条例で定めることができるようになりました。

納税の方法

納税通知書により、４回（５月、７月、１２月、翌年の２月）に分けて納めていただきます。

※申告書の提出が遅れますと、事務処理上、納期を４回に分けられない場合がありますので、期限までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

償却資産の調査について

皆様からいただいた固定資産税（償却資産）の申告書などをもとに、地方税法の規定に基づき調査を実施しています。

この調査は、償却資産に関する帳簿書類（固定資産台帳、決算書類及び税務書類等）を拝見し、申告内容との照合・確認などを行うものです。

また、地方税法第３５４条の２に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、ご理解のほど、お願いいたします。

なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

（地方税法第３５３条、３５４条の２、４０８条）

申告書の提出は eLTAX（エルタックス）による電子申告をご利用ください！

■インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。

■利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。

■PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。

＊eLTAX（エルタックス）のご利用開始・ご利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

●ホームページ：https://www.lta.go.jp/　エルタックス　検索

●電　　話：0570-081459（ハイシンコク）

つながらない場合は：03-6745-0720

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

償却資産申告についての問合せ・提出先

〒３５９－８５０１
埼玉県所沢市並木１丁目１番地の１

所沢市 財務部 資産税課 償却資産担当

TEL　０４－２９９８－９０６８
FAX　０４－２９９８－９４０９

メールアドレス　a9068@city.tokorozawa.lg.jp
ホームページアドレス
https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/zeikin/shizei/koteishisanzei/shokyaku/shinkoku.html

